

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告示

○有害図書類の指定..... (生活文化・青少年室)	17
○土地改良区連合の定款の変更の認可..... (農業支援課)	17
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	17
○道営土地改良事業の工事の完了..... (農業施設管理課)	18
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	18
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	18
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	19
○森林法による通知に代える公示(2件)..... (治山課)	19

支庁告示

○建築基準法による道路位置の指定.....	20
-----------------------	----

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	20
○特定調達契約に係る入札の公告.....	20

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	21
------------------------	----

道教育庁実習船管理局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	22
------------------------	----

告示

北海道告示第595号

北海道青少年保護育成条例(昭和30年北海道条例第17号)第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。

平成17年8月9日

北海道知事 高橋 はるみ

図書類 の種類	図書コード等又は 日本ビデオ倫理協 会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等
------------	--------------------------------	----------------------------	---------------

雑誌	07653-8	月刊ビタミン	2005年8月号	株式会社 竹書房
同	04168-08	別冊ストリートシュガー 8月号	2005年8月5日発行	株式会社 サン出版
同	18135-8	別冊本当にあったHな話	2005年8月号	株式会社 ぶんか社
同	21353-7/20	漫画アクション ピザッツ	2005年7月20日発行	株式会社 双葉社
同	11804-07	セレブ・ガールズ ウォーB組 8月号増刊	2005年8月5日発行	株式会社マガジン・マガジン
同	15529-8	ZUBA!【ズバツ!】	2005年8月10日発行	株式会社インフォレスト
同	02591-08	カルピPOWER	2005年8月号	若生出版株式会社
同	08397-08	WOoooo! 8月号マガジン・ウォー	2005年8月1日発行	株式会社マガジン・マガジン
同	05463-08	SP・EVO すっぴん・えぼりゅーしょん	2005年8月号	英知出版株式会社
同	13882-08	COMIC ゲッチュ	2005年8月号	若生出版株式会社
同	18385-08	マガジン・パン!	2005年8月1日発行	株式会社マガジン・マガジン
同	16151-8	月刊チュッ! スペシャル	2005年8月号	株式会社 ワニマガジン社
同	08469-8	みこすり半劇場 巨乳ちゃん	2005年8月号	株式会社 ぶんか社
同	08365-08	マガジン・ウォー・ウルフ	2005年8月号	株式会社マガジン・マガジン
同	18763-08	もっとすごい本当のH話	2005年8月号	株式会社 パウハウス
同	02801-8	Kissui きっすい	2005年8月号	英知出版株式会社
同	08877-8	Yha! Hip&Lip	2005年8月号	株式会社マガジン・マガジン

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成17年7月29日、石狩川水系土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成17年8月9日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第597号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年8月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをするこ

とができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年8月9日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
幌新	中山間地域総合農地防災(農業用排水、土留工、暗きよ、整地)	北海道空知支庁
沼の内南	かんがい排水[国営附帯]	同
東長沼第2	経営体育成基盤整備(区画整理、農業用排水、農道、暗きよ)	同
砺波	同(農業用排水、暗きよ)	同
豊正西	同	同

北海道告示第598号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により公告する。

平成17年8月9日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
円山	一般農道整備(過疎基幹)	平成16.7.9
上野	農免農道整備	同 16.6.7
有珠	農地保全整備(農地保全)	同 16.2.13

北海道告示第599号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成17年8月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 阿寒郡阿寒町字舌辛原野二十線21の1・23の1・字舌辛原野二十一線20の1・字舌辛110の2・110の3・110の4・110の6(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、110の1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 阿寒郡阿寒町字舌辛原野二十線26の3(次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 標津郡中標津町丸山4丁目3の9、西町3丁目64の2、65の2、西町5丁目31の2、字中標津2263の5

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第600号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定による通知があった。

平成17年8月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 岩内郡共和町梨野舞納179地先(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 飛砂の防備

3 指 定 施 業 要 件 立木の伐採を禁止する。
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び共和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第601号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年8月9日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 空知郡南富良野町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 川上郡弟子屈町(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 阿寒郡阿寒町(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿寒町(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 根室市、標津郡標津町(以上1市1町について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を関係支庁経済部林務課並びに根室市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第602号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を阿寒町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北海道告示第599号のとおりである。

平成17年8月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

阿寒郡阿寒町字舌辛110の2 所在の森林について所有権を有する 松井 満

北海道告示第603号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を標津町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北海道告示第601号のとおりである。

平成17年8月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

標津郡標津町字古多糠6の17ほか1筆所在の森林について所有権を有する 伊藤 武雄
標津郡標津町字薫別5の2ほか1筆所在の森林について所有権を有する 高橋 幸雄
標津郡標津町字薫別6の3ほか1筆所在の森林について所有権を有する 三船 理吉

支 庁 告 示

北海道日高支庁告示第5号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、日高支庁経済部建設指導課及び浦河町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成17年8月9日

北海道日高支庁長 細 越 良 一

- 1 指 定 番 号 日建指第755号
- 2 指 定 年 月 日 平成17年8月1日
- 3 道 路 の 位 置 浦河郡浦河町緑町95番地59
- 4 道 路 の 幅 員 8.00m
- 5 道 路 の 延 長 30.00m
- 6 申請者の住所及び氏名 浦河郡浦河町堺町西6丁目2番2号
株式会社美建興業 代表取締役 加藤 美香

札 幌 医 科 大 学 告 示

札幌医科大学告示第66号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成17年8月9日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
重油JIS1種2号(第3期調達分) 調達予定数量 388,000ℓ
- 2 落札を決定した日
平成17年7月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社オイルターミナル
(2) 住 所 北海道千歳市豊里2丁目10番地3
- 4 落札金額
51.89円(1ℓ当たりの単価)
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成17年2月15日付け札幌医科大学告示第24号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 札幌医科大学事務局管財課
(2) 所在地 札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学告示第67号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年8月9日

札幌医科大学長 今 井 浩 三

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
ホールボディカウンタシステム 一式
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 納 入 期 日 平成18年3月24日(金)
(4) 納 入 場 所 札幌医科大学附属病院放射性同位元素治療棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格
(1) 平成17年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該調達品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はあらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。
- ア 申請の時期 平成17年8月9日から8月23日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局業務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学附属病院臨床第一会議室(A)（送付による場合は、郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課）
- (2) 入札日時 平成17年9月21日（水）午前10時（送付による場合は、平成17年9月20日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、札幌医科大学事務局業

務課に申し込むこと。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2(2)のA及び3の(1)による。
- 9 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
- (1) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 札幌医科大学事務局業務課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011-611-2111 内線 3116
- 10 Summary
- A . Nature and quantity of the products to be procured :
Whole Body Counter System 1 set
- B . Bid tendering date and time : 10:00 A. M., September 21, 2005
(If mailed, bids must arrive no later than September 20)
- C . Contact : Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University Nishi 16-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan. Phone : 011-611-2111 Extension 3116

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成17年8月9日

北海道教育庁網走教育局長 巻 淵 雄 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) パーソナルコンピュータ 一式 263台
- (2) パーソナルコンピュータ 一式 42台
- 2 落札を決定した日
平成17年8月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏 名 日通商事株式会社
イ 住 所 東京都中央区築地5丁目6番10号
- (2)ア 氏 名 NECリース株式会社

<p>イ 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号</p> <p>4 落札金額(1月当たりの単価)</p> <p>(1) 1,439,550円</p> <p>(2) 274,050円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>平成17年7月5日付け北海道教育庁網走教育局告示第3号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課</p> <p>(2) 所在地 北海道網走市北7条西3丁目</p>	<p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道教育庁実習船管理局</p> <p>(2) 所在地 北海道函館市美原4丁目6番16号</p> <hr/>
--	--

道教育庁実習船管理局告示

<p>北海道教育庁実習船管理局告示第2号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>平成17年8月9日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁実習船管理局長 古 林 清 弘</p> <p>1 落札に係る特定役務の名称及び数量</p> <p>(1) 実習船北鳳丸定期検査工事 一式</p> <p>(2) 実習船若竹丸定期検査工事 一式</p> <p>2 落札を決定した日</p> <p>平成17年6月22日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1)ア 氏 名 函館どつく株式会社</p> <p>イ 住 所 北海道函館市弁天町20番3号</p> <p>(2)ア 氏 名 函東工業株式会社</p> <p>イ 住 所 北海道函館市浅野町3番11号</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 68,775,000円</p> <p>(2) 93,450,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続</p> <p>一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告</p> <p>平成17年5月15日付け北海道教育庁実習船管理局告示第1号</p>
